

証券業界における個人情報の取扱いに関する自主ルール等について

平成16年5月19日

1. 顧客属性等の把握、管理

(1) 適合性原則の遵守

適合性原則（証券取引法第43条第1号）

顧客カードの整備

(2) 内部者取引（インサイダー取引）の未然防止

内部者取引（インサイダー取引）規制（証券取引法第166条）

内部者取引の未然防止のための管理体制整備

2. 顧客の秘密漏洩に関する禁止規定と罰則規定

秘密漏洩に関する禁止規定

違反者に対する罰則規定

3. 証券業界における過去の個人情報漏洩の事例

事例の概要と違反者に対する処置

4. 個人情報に関する苦情対応

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター

- ・・・全国にある各地区協会等に証券相談室を設け、協会員の業務に関する顧客からの苦情・相談に応じ、その解決に努めている。

5. 個人情報保護法への対応

個人情報保護法への対応を検討するため、ワーキングを設置、検討を開始した。

イ 業界におけるガイドライン（指針）の検討

ロ 個人顧客に同意いただく事項などの検討

本協会が実施する教育研修会において、コンプライアンス講座の一つとして個人情報保護法をテーマにした研修を実施し、業界内の意識向上に努めている。

以上

## 1. 顧客属性等の把握、管理

### 適合性原則

#### (証券取引法)

第 4 3 条 証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を営まなければならない。

- 1 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

### 顧客カードの整備

#### (協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則)

第 4 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(「証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 4 条第 1 項各号に掲げる者を除く。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- 1 氏名又は名称
- 2 住所又は所在地及び連絡先
- 3 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。)
- 4 職業
- 5 投資目的
- 6 資産の状況
- 7 有価証券投資の経験の有無
- 8 取引の種類
- 9 顧客となった動機
- 10 その他各協会員において必要と認める事項

### 内部者取引(インサイダー取引)規制

#### (証券取引法)

第 1 6 6 条 次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実(略)を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け・・・(略)・・・をしてはならない。

以下省略

## 内部者取引の未然防止のための管理体制整備

(協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則)

第 21 条 会員は、内部者取引の未然防止を図るため、役員及び従業員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。

## 2. 顧客の秘密漏洩に関する禁止規定と罰則規定

### 秘密漏洩に関する禁止規定

#### イ 協会（会社）に対する禁止規定

(協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則)

第 4 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（「証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 4 条第 1 項各号に掲げる者を除く。）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

1 }  
10 }

2 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

#### ロ 役職員（個人）に対する禁止規定

(証券従業員に関する規則)

第 9 条 } 省略  
2 }

3 協会員は、その従業員が証取法及び関係法令において証券会社の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

1 } 省略  
17 }

18 職務上知り得た秘密（特別会員にあっては、登録等証券業務に係るものに限る。）を漏洩すること。

19 } 省略  
27 }

## 違反者に対する罰則規定

### イ 協会員（会社）に対する罰則規定

（日証協定款第25条、第26条）

定款に基づく処分・・・処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名がある。

定款に基づく勧告・・・協会員（会社）に対する是正勧告

### ロ 役職員（個人）に対する罰則規定

（証券取引法第64条の5）

外務員に対する登録取消し（5年間）、職務停止処分（2年以内の期間）

証券取引法に基づく行政処分であり、金融庁から日証協へ事務委託されている。

（協会員の外務員の資格、登録等に関する規則第6条）

外務員に対する外務員資格の取消し（5年間）、停止処分（2年以内の期間）

日本証券業協会の規則に基づく処分

（証券従業員に関する規則第14条）

不都合行為者処分（5年間協会員への就業禁止）

日本証券業協会の規則に基づく処分であり、外務員以外の役職員にも適用される。